

## 平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成25年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

### ▼健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- ( 14.64 )	- ( 19.64 )	15.0 ( 25.0 )	19.3 ( 350.0 )

「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表しています。  
( ) 内は早期健全化基準です。

### ▼資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	-	20.0
個別排水処理施設特別会計	-	
農業集落排水特別会計	-	
下水道特別会計	-	

備考 「-」は、資金不足額がないことを表しています。